

羅臼町商工会では、会員の皆さんが、国等の各種補助事業・制度等を積極的に活用・導入し、経営力強化に取り組めるよう支援いたします。
どうぞお気軽にご相談下さい。

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成30年度 第2次補正予算事業 **小規模事業者持続化補助金のご案内!**

**経営計画に基づいて実施する販路拡大等に取り組む費用の
2 / 3 が補助されます (上限額: 50万円)**

※市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業所、または、市区町村の推薦を受けて当該市区町村の地域再生計画等に沿う買い物弱者対策等の事業については、上限が100万円となります。

◆対象となる取り組みの例は?

- ① 広告宣伝に! (新たな顧客層の取り組みを狙い、チラシを作成・配布)
- ② 集客力を高めるための店舗改装に! (幅広い年代層の集客を図るための店舗改装)
- ③ ホームページの新設に! (ホームページを開設し、お店の周知と新たな顧客獲得)
- ④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更! (新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新)

◆補助対象となる経費は?

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、委託費、専門家謝金、専門家旅費、外注費

◆補助対象者は?

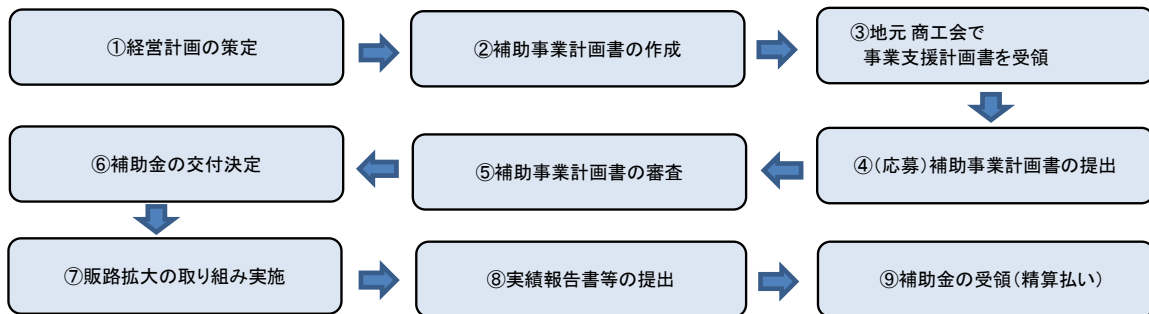
卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下



◆対象となる事業は?

経営計画に基づき、**商工会の支援**を受けながら実施する販路拡大等のための事業

◆申請手続き～補助金を受けるまでは?



◆スケジュールは?

	公 募 受 付
申請受付開始	令和元年5月22日(水)
申請締切	〈一次〉令和元年6月28日、〈二次〉令和元年7月31日
採択結果公表	申請締切後、およそ2か月後程度を目処に公表
実施	交付決定から令和元年12月31日の間に実施
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日または令和2年1月10日のいずれか早い日までに報告

※採択件数による予算消化状況により、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承願います。

お問合せ 羅臼町商工会 TEL:0153-87-2300

詳しくは、北海道商工会連合会のホームページをご覧ください。